

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成19年3月23日)

(薬食審査発第0323009号)

((別記1)あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

指定番号	医薬品の名称	記 予定される効能、効果又は 対象疾病	申請者の氏名又は 名称
(19薬)第198号	ニロチニブ塩酸 塩水和物	メシル酸イマチニブ抵抗性 又は不耐容の慢性骨髄性白 血及び再発又は難治性のフ ィラデルフィア染色体陽性 急性リンパ性白血病	ノバルティスファ ーマ株式会社
(19薬)第199号	ダサチニブ水和 物	メシル酸イマチニブ抵抗性 又は不耐容の慢性骨髄性白 血病及び再発又は難治性の フィラデルフィア染色体陽 性急性リンパ性白血病	ブリストル・マイ ヤーズ株式会社

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成19年3月24日)

(薬食審査発第0323010号)

((別記2)あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

今般、別添写しの通り各都道府県衛生主管部(局)あてに通知したので、御了知願います。

(別記1)

都道府県衛生主管部(局)長 殿
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 殿
独立行政法人医薬基盤研究所 理事長

(別記2)

日本製薬団体連合会 会長
各地方厚生局長